

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	10 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年6月まで

国民年金の加入手続の記憶は定かではないが、結婚後両親と同居するために実家へ戻った昭和53年ごろ、姉の同級生で市職員だった人から、過去の未納分を納付できる旨の話を聞き保険料を納付したはずである。申立期間が未納であることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、過去の未納分の国民年金保険料を納付できる旨の話を聞き申立期間の保険料を納付したはずであると主張しているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和53年ごろは、第3回の特例納付が実施されていた時期であり、申立人が納付したと主張する金額も特例納付に必要な金額とおおむね一致しており、申立内容に不自然さはない。

また、申立人は、昭和53年3月ごろに国民年金の加入手続を行った後、過去にさかのぼって納付可能な51年12月から52年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているなど、国民年金の未納解消に努めていたことがわかる上、その夫は、国民年金加入期間はすべての保険料を納付しているなど、申立人及びその夫は国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の姉の同級生である市役所職員から、申立人に対して過去の未納分を納付することができるので市民課に相談するよう説明したとの証言が得られた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成14年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月から同年8月まで  
20歳になった平成14年\*月ごろ、市役所の人か社会保険事務所(当時)の人かは覚えていないが、国民年金の集金に来た。私は大学生であったため、手続等は母親が行ったが、母親は、免除の手続をする考えは無かったので、その場で集金に応じた。その後の集金時に、母親が、振込みの手続をし、口座振替で納付している。兄弟が二人いるが、二人共、大学時代から母親が手続して支払っている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、「子供3人の手続及び納付は、すべて同じように行い、3人共、加入当初は集金で支払い、その後、口座振替に切り替えた。」と述べており、オンライン記録によると、申立人の実兄弟共、納付書による納付後、口座振替に切り替えていることが確認でき、申立人の母親の主張に不自然さは認められない。

また、申立人の母親は、申立人の実兄弟共、20歳到達時から学生の納付特例制度を利用することなく国民年金保険料を納付しており、その母親が、申立人のみ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の父親が勤務先に提出した平成14年分の給与所得者の保険料控除申告書の社会保険料控除欄には、申立人の国民年金保険料額に相当する金額の記載が確認できた。

加えて、申立期間は、4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月から 5 年 3 月まで

A社に勤務した期間のうち、平成 3 年 10 月から 5 年 3 月までの標準報酬月額が減額されているが、手元にある給与明細書（平成 4 年 11 月から 5 年 2 月）では、支給額も厚生年金保険料も減額されておらず、それまでと同じ金額になっている。当時雇用条件が変わることは無かったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、この記録はA社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 5 年 4 月 23 日）の後の平成 5 年 4 月 27 日付けで、26万円に訂正されていることが確認できる上、申立人を除く役員 4 人の標準報酬月額の記録が遡及<sup>そきゅう</sup>して引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出されたA社における申立期間の一部（平成 4 年 11 月から 5 年 2 月まで）の給与明細書において、申立人は 50万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者から、代表者である私個人の報酬を最低金額の 8 万円にし、差額分をさかのぼって清算し滞納額に充当すると言われ、その指示に従った。」と証言している。

なお、申立人は、申立期間当時、取締役の役職にあったが、A社の事業主は、「報酬月額の訂正処理は、当時の管理部門の役員と自分しか知らないことであり、申立人を含むその他の役員には、その事実を知らせていなかった。」と証言していることから、申立人は、標準報酬月額を遡及<sup>そきゅう</sup>訂正されたことを承知しておらず、同意、関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、平成 5 年 4 月 27 日付けで行われた当該処理

は事実に即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額である 50 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和62年4月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年4月21日まで

申立期間においてA社で勤務したが、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和62年1月31日となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、申立人が所持する預金通帳及び給与明細書により、申立人がA社に昭和62年4月20日まで勤務していたことが推認できる。

一方、オンラインの記録では、A社は、昭和62年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がなされているが、同日後の同年6月9日付けで申立人を含む7人の者が、同年1月31日に資格喪失の手続がされていることが確認できる上、当該訂正処理前の記録から、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和62年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年12月のオンラインの記録から、19万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年2月までの期間及び同年10月から61年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年2月まで  
② 昭和60年10月から61年1月まで

申立期間①については、父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った。申立期間②については、自分がA市役所B事務所で国民年金の加入手続を行い、C金庫D支店で国民年金保険料の納付を行った。申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の周辺被保険者の状況により、昭和61年10月ごろに払い出され、同年7月13日に資格取得されている上、申立人が唯一所持している年金手帳の初めて被保険者となった日には、前述の資格取得日と同日が記載されていることから、申立人の加入手続はこのころに行われたものと考えられ、申立期間は未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立人に対して国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人及びその父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いほか、国民年金保険料納付状況について関係人の証言が得られない上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から3年3月まで

私が20歳になったころに、母親が国民年金の加入手続をして、保険料を納付してくれたはずである。申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に<sup>あいまい</sup>関与しておらず、申立人及びその母親から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の母親は、平成元年6月ごろ国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の周辺被保険者の状況により、3年4月ごろに払い出されており、同年4月1日が資格取得日とされていることから、このころ初めて国民年金に加入したものと推認され、申立期間は未加入期間であり、A市から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人は学生であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、加入手続を行った時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

加えて、国民年金保険料納付状況について、関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認できないほか、申立人は現在所持している年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 岐阜国民年金 事案 833 (事案 144 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年6月まで

国民年金保険料は、3か月に1回、約1,250円を町内の集金により納付していた。国民年金保険料は納付しなければならないものと自覚し納付していたので、未納とされていることに納得がいかない。

昭和43年12月、厚生年金保険から国民年金に切り替えたころは、3か月に一度福祉課へ匿名で1万円ずつ寄付していたほどなので、経済的に問題は無く、自分の国民年金保険料を納付しないということはある得ない。今回、新聞報道で年金記録の回復に関する記事を見たが、私はこの基準に該当すると思う。再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が、夫婦連番で昭和47年7月ごろに払い出され、45年7月から47年3月までの国民年金保険料がさかのぼって納付されていることから、この時期に加入手続が行われたものと考えられ、申立期間当時から集金によって定期的に納付していたものとは推認し難く、この時点では、申立期間に係る国民年金保険料の大部分は時効により納付できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、平成21年11月の新聞報道記事(回復基準案)の内容に自分も該当するのではと思い再申立てをしたとしているが、同年12月に制定された回復基準に本申立ては該当しないほか、同記事の内容をもって当該期間の保険料を納付していたことを裏付けるものとまで言い難く、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年 3 月 26 日から 18 年 12 月 21 日まで  
(A社)  
② 昭和 21 年 7 月 15 日から 22 年 8 月 31 日まで  
(B社)  
③ 昭和 25 年 4 月 1 日から 26 年 4 月 30 日まで  
(C社)

申立期間①について、高等小学校卒業後、昭和 16 年 3 月に D 県の A 社（現在は、E 社）へ入社し、取引先回りをした。申立期間②について、21 年 7 月 15 日に B 社（その後、組織変更して F 社）に入社し、事務と取引先回りをした。申立期間③について、25 年 4 月 1 日に C 社（現在は、G 社）に再度入社し、H 社に石炭を運ぶはしけ船の立会人の仕事をした。すべての期間において給料から保険料を引かれていたと思うので、申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社の所在地を詳細に記憶していること、及び申立人が記憶する上司の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該期間は、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用期間であり、同法では、筋肉労働者の男性工員のみが被保険者になるとされているところ、申立人は、自ら、A 社において取引先回りをしていたとしており、筋肉労働者ではなかったと考えられることから、申立人は当該期間において同法の被保険者ではなかったものと認められる。

申立期間②について、申立人が B 社の所在地を詳細に記憶していること、及び申立人が記憶する事業所責任者の氏名が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B 社は、昭和 26 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、

当該期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、F社に照会したところ、当時の資料は無いとの回答から、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人がC社の所在地を詳細に記憶していること、及び複数の同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、G社は、当時、長い人で1年ほどの試用期間があったと回答しているところ、聴取した同僚の一人は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違していると供述していることから、C社では、当時、必ずしも従業員を入社日と同日に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、G社は、当時の資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除については不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月から25年10月まで  
高校卒業後、学校の紹介で入社したA社に、昭和24年4月から25年10月までの期間、正社員として勤務していたのに厚生年金保険の被保険者としての記録が無い。

確かに勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が一緒に入社したとする同僚の氏名は確認できない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年3月10日において勤務していた複数の同僚は、同日において被保険者となっていないことから、同社ではすべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

また、A社は昭和26年1月4日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、上記の被保険者名簿から、当時、A社で被保険者となっていた16人の従業員は、死亡又は連絡先が不明のため、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について供述を得ることはできない。

加えて、申立人に係る雇用保険の記録が確認できない上、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月19日から39年11月1日まで  
ねんきん特別便の記録と私の記憶とが違ったため年金事務所において訂正をしてきたが、A社（現在は、B社）に勤務していた1年ほどの記録が無い。当時の上司の名前や職場等の記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の当時の記憶から、期間の特定はできないものの、申立人が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「A社では、自分は職人見習として働いていた。」と供述しているところ、申立人を記憶している同僚は、「申立人は職人で、当時の職人は会社に籍はあったが、給料は日給月給で支払われており、社会保険には加入していなかったと思う。」と供述をしている。

また、B社は、「当時の資料は無く、社会保険に関する取扱いについては一切不明である。」と回答をしていることから、申立人の申立期間における保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 884

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 60 年 10 月まで  
A社の月額給与は手取りで 20 万円が条件だった。昭和 55 年 5 月から 57 年 9 月までの家計簿から、手取り金額は 20 万円から 30 万円であった。標準報酬月額と余りにも差があるので、記録を正しく訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から 57 年 9 月までの期間については、申立人から提出があった家計簿により、申立人のA社における手取り支給額は確認できるが、給与明細書等の関連資料が存在しないことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A社は平成 8 年 4 月 1 日にB社に組織変更しており、後継事業所である同社は、当時の賃金台帳等関係資料は保存されていないと回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録上の申立人の申立期間における標準報酬月額は、そきゆう遡及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から23年8月1日まで  
昭和22年12月1日にA村に設立されていたB農業会に就職して購買部に配属された。初任給は800円で社会保険料を控除され、手取りが760円だったことを覚えている。社会保険事務所(当時)によると、23年8月1日に10数名が同時に資格取得した記録になっているようだが、納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年12月1日からB農業会に勤務していたと述べている。また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、19年6月1日に15名、20年4月1日に5名、申立人と同日の23年8月1日に11名が資格取得していることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立人と同日にB農業会で資格取得した11名の中には、申立人と同時期に入社した同僚は無く、申立人と入社日が異なる上司や部下であった者がいる旨の供述をしている上、申立人の業務を引き継いだ後任者については、申立人が退職した後の昭和25年4月1日に資格取得していることが確認できることから、当時、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人と同日に資格取得し、取得日以前からB農業会で勤務していた者は、申立人と1名を除き既に死亡しており、この者からは、申立期間における厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができなかった。

さらに、B農業会の事業を承継したC農業協同組合は、当時の資料は保存されておらず、当時の事情は不明と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで  
平成 3 年 10 月から 4 年 9 月までの A 社における標準報酬月額の記録が、実際の給与額と相違しているので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社の平成 3 年 10 月から 4 年 9 月までの給与・賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録の申立人に係る標準報酬月額の記録は、標準報酬月額が遡<sup>そきゅう</sup>及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで  
高校卒業後、昭和 54 年 6 月 30 日までA社B支店に勤務した。同年 6 月 29 日に、支店長から、厚生年金保険料を給与から控除できないので 1 万円くらい必要と言われ、その場で支払ったことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社B支店に勤務していたと述べている。

しかしながら、雇用保険の記録及びC健康保険組合の記録並びにD厚生年金基金の記録は、オンラインの記録と一致している上、複数の上司、同僚に照会したところ、申立期間に申立人が勤務していたとする証言は得られなかった。

また、A社が保管している労働者名簿では、申立人の退職日は昭和 54 年 6 月 29 日と記載されている上、現在の同社における人事部の担当者は、「退職する場合は、通常退職日を 27 日にしてもらっていた。退職月の保険料は発生しないので、申立期間の保険料は控除していないと推測される。」と回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人とA社に同期入社した女性従業員 115 名のうち、退職している 113 名（申立人を除く）の資格喪失日を確認したところ、22 日喪失は 1 名、26 日喪失は 1 名、27 日喪失は 14 名、28 日喪失は 92 名、29 日喪失は 2 名、31 日喪失は 3 名となっており、資格喪失日が 1 日となっている者は確認できないことから、同社では、月末退職とする取扱いは行っていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人が保険料として 1 万円を渡したと主張している当時の支店長は、「当時、給与は本部の人事部が行っており、私は職員の給与には全く関与していなかった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 26 日から 63 年 1 月 14 日まで  
② 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 2 月 27 日まで

私は、申立期間①については講師として、申立期間②については寮母としてA学校に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B教育委員会事務局C課長による発令通知書、同教育委員会教育長による辞令及び申立人が教員本採用となった時に同教育委員会へ提出した履歴書の控えから、申立人は、申立期間においてA学校に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B教育委員会教育長通知によると、当時の同教育委員会における社会保険の取扱いは、年間を通じて補充を必要とする職に年度当初から任用される臨時講師等に限るものであるとされているところ、申立期間①及び②は年度初めからの任用でないことから、同教育委員会は申立人の厚生年金保険料を控除していなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によれば、B教育委員会は昭和 62 年 4 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立期間において、申立人の氏名は無く、整理番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立期間について、雇用保険の記録が確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 6 月ころまで

A社を退職後、同社の仕入れ先であるB社に入社した。仕事は営業と鋳物工場からの部品引取りだった。厚生年金保険はA社から継続加入していると思っていた。ねんきん定期便を見て社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社は存在しないとの回答だったが、同社で勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚が、「申立人は昭和 48 年ころB社で営業の仕事をしていたと思うが、雇用契約のことは知らない。」と証言していることから、申立人がB社で仕事をしていたことがうかがえる。

しかしながら、B社の現在の事業主は、「社員であれば全員厚生年金保険に加入しているはずであるが、申立期間以前から保管する当社の被保険者台帳に申立人の氏名が無い。申立人は自分で会社を経営していたので、申立人とは雇用関係は無く外注委託だったと思う。当社の販売は商社に委託しており、営業は要らない会社だった。」と回答している。

また、B社の取引先の事業主は、「申立人を同業者として知っているが、申立人がB社で勤務していたことは知らない。同社の先代社長は、職工は大切にしたが、営業関係はその業界の方などいろんな人を使っていた。」と供述しており、申立人の申立期間における同社との契約の種類について確認することができない。

さらに、B社の当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間における契約の種類、勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番となっており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 2 日から同年 7 月 22 日まで  
(A 小学校)  
② 昭和 60 年 1 月 7 日から同年 3 月 23 日まで  
(B 小学校)  
③ 昭和 60 年 6 月 6 日から同年 9 月 10 日まで  
(C 小学校)

D 教育委員会から辞令をもらって、申立期間①において A 小学校で学校栄養職員として勤務した。次いで、E 教育事務所から辞令をもらって、申立期間②において B 小学校で、申立期間③において C 小学校で、それぞれ学校栄養職員として勤務した。しかし、いずれの期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

D 教育委員会が発行した辞令から、申立人は、申立期間①において A 小学校に期限付職員として勤務していたこと、及び E 教育事務所が発行した辞令書から、申立期間②において B 小学校に臨時職員として、申立期間③において C 小学校に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、D 教育委員会において、期限付任用職員に係る社会保険制度については、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する旨の通知が出されており、申立期間①は、期限付任用職員である申立人を社会保険制度に加入させていなかった。

また、申立期間②及び③について、F 教育委員会において、臨時的任用職員に係る社会保険制度については、昭和 63 年 4 月 1 日以降の任用時から適用する旨の通知が出されており、申立期間②及び③は、臨時的任用職員である申立人を社会保険制度に加入させていなかった。

さらに、申立人は、昭和 58 年 4 月 1 日から 61 年 6 月 16 日までの期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を全納していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。